

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

＜いじめ対応チームの構成員＞

校長 教頭 生徒支援部長 生徒支援副部長 保健部長
養護教諭 各学年主任 キャンパスカウンセラー



＜校内組織＞

- ・ 特別支援教育校内委員会
- ・ 教育相談委員会
- ・ 保健部会
- ・ 生徒支援部会
- ・ 第1学年
- ・ 第2学年
- ・ 第3学年

＜保護者・地域との連携＞

- ・ P T A
- ・ 学校評議委員会
- ・ 加古川警察署
- ・ 校区内小・中学校
等

※いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1～2回行う。

※いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。

※ネットを利用したいじめへの対応